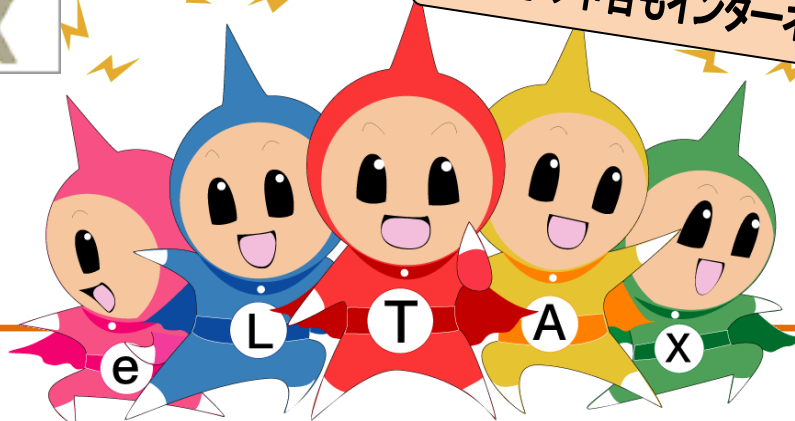


市税の申告は eLTAX をご利用下さい！



地方税の申告もインターネットで簡単・便利に！



小 金井市では、インターネットを利用した電子申告サービス「eLTAX(エルタックス)」による、個人住民税(給与支払報告書の提出・特別徴収関連手続き)、法人市民税(申告、異動届等)及び固定資産税(償却資産)の申告、申請・届出の受付を行っています。

利用可能な手続き一覧

税 目	利 用 可 能 な 手 続 き
個人住民税	<ul style="list-style-type: none"> ● 給与支払報告書の提出 ● 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出 ● 普通徴収から特別徴収への切替申請 ● 退職所得に係る納入申告及び特別徴収票又は特別徴収税額納入内訳届出 など — 電子申請・届出 — ● 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出
法人市民税	<ul style="list-style-type: none"> ● 予定申告 ● 中間申告 ● 確定申告 ● 修正申告 など — 電子申請・届出 — ● 法人設立・設置届 ● 異動届 <p>※ 謄本の写し等必要書類のご提出もお願いいたします。 ファイル形式によっては、データ送信できる場合もあります。詳しくは、eLTAX ホームページ(http://www.eltax.lta.go.jp/)でご確認ください。</p>
固定資産税 (償却資産)	<ul style="list-style-type: none"> ● 全資産申告 ● 増加資産/減少資産申告 ● 修正申告



eLTAX のメリット

- ① 自宅やオフィスなどのパソコンからインターネットで簡単に申告ができます。
- ② 複数の地方公共団体への申告がまとめて一度にできます。
(eLTAX 参加団体に限ります。)
- ③ 市販の税務・会計ソフトのデータでもそのまま使えます。
- ④ eLTAX 用ソフト (PCdesk) で申告書が簡単に作成できます。



利用開始までの流れ

1. 電子証明書を取得します。
利用可能な電子証明書については eLTAX ホームページ (<http://www.eltax.lta.go.jp/>) でご確認ください。
2. 利用届出を行います。
eLTAX ホームページ上で利用届出の手続きを行います。
3. 利用通知書を受取ります。
手続完了通知メールが届きます。有効になった利用者 ID でログインします。
4. 利用者用ソフトウェアを取得します。
eLTAX の利用のための専用ソフト「PCdesk」を eLTAX ホームページからダウンロードし、インストールしてください。

以上のお手続きが完了すると、申告書等の作成・送信ができるようになります。

eLTAXに関するお問い合わせ

地方税共同機構 ヘルプデスク

TEL: 0570-081459

上記の番号でつながらない場合: 03-5521-0019

※受付時間: 9:00~17:00

(土・日・祝日、年末年始を除く)

eLTAX ホームページ <http://www.eltax.lta.go.jp/>



申告に関するお問い合わせ

個人住民税: 市民税課市民税係
TEL 042-387-9819

法人市民税: 市民税課諸税係
TEL 042-387-9820

固定資産税(償却資産): 資産税課家屋係
TEL 042-387-9821